

往診や訪問看護を行う医師・看護師等の移送サービス事業



医師や看護師ではなく、
専門の運転手が運転



医師や看護師が、往診・訪問看護等のために患者宅を移動して回る場合について、運転手を雇用することにより、医師や看護師の業務負担を軽減し、患者サービスの質の向上を図る。

【交付内容】

往診や訪問看護を行う医師や看護師を移送するための運転手として、医療機関等が失業者、離職者等を雇用する場合について、給与補填として交付金を支給する。